

令和5年度事業計画書

1 基本方針

山元町シルバー人材センター（以下「センター」）は、会員一人ひとりと地域の皆さまとに支えられ、平成28年10月の設立から数えて本年度で8年目を迎えることとなります。

この間、各家庭や事業所、公共団体等からの依頼を受け、これを会員への就業の機会として提供し、その働きぶりから信頼が寄せられ、年々仕事の依頼が増大して参りました。

特に、令和2年初頭からの3年間は、コロナ禍の影響下にありながらも、センター事業が健全かつ順調に進展してまいりましたことは、ひとえに会員の皆様が、それぞれの経験と能力を活かし、会員一丸となってお尽力を頂いた賜物でもあります。

センターは、これからも地域社会に根ざしながら、豊かな高齢化社会における重要な役割を担う団体として、その大きな使命を果たしていくことが求められています。このため、これまでの事業実績等から見える諸課題に対応して参ります。

① 事業運営に係る補完体制及び「請負・委託」及び「派遣」を基本とする就業体制の確立

年々拡大し続ける事業規模に対し、事務局主導による運営体制では、「請負・委託」及び「派遣」が基本である会員一人一人の就労ニーズに応えきれない状況にあります。一方で、センター会員数は150名前後で推移しているほか、会員の高齢化が急速に進み、70歳以上の会員が全体の7割を超えています。※会員年齢 H28:69.6歳/R4:72.0歳。このため、業務委員会及び職群班を中心に「請負・委託」による受注・就業体制の確立と、日々増加する地域の需要に可能な限り応えられる体制、そして新規会員の入会促進が急務であり、これらの課題に会員の皆さまと一体となって取り組んで参ります。

② サービス体制(顧客満足度)の向上

諸物価等の高騰により、さらなる経費負担増が見込まれることから、令和5年4月1日就業分より配分金に係る事務費率を12%に改定しました。今後、センターとして、利用者に満足して頂ける就業サービスを提供していくための手法等について、会員と諸課題を共有しながら顧客満足度の向上を図ってまいります。

2 事業目標

項目	目標	前年度目標
会員数	160人	160人
就業延べ人数	14,000人	13,500人
受注件数	680件	650件
契約金額	74,460千円	64,000千円

3 事業計画

(1) 就業の機会確保及び提供

会員の高齢化が進んでいる中で、増加する地域の需要に対応し、また、会員の就業ニーズに対応するために、会員主体のグループ就業を推進することとして、事業の中心に下記の組織を編成して取組んで参ります。

① 業務委員会活動

業務委員会により、就業会員の様々な意見を改善に繋げ、会員相互の連携等を推進し、もってセンター基本理念の達成を促進します。

② 職群班活動

職群班活動を通じ、班と事務局の連携を密にしてグループ就業による業務効果を高め、又会員一人一人のニーズを就業に反映します。

(2) 労働者派遣事業の推進

労働者派遣事業は、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会が事業主となり、各センターが契約窓口となります。契約までに発注者様との煩雑な手続きがありますが、両事業の様々なメリット『採用コスト』『急・一時的な人員不足の解消』『自社従業員が本来の業務に集中』等の丁寧な説明に取組み、ご理解を頂いて参ります。

そして多様化する地域の就業需要に対応するため、又、会員の就業機会の拡大のため、積極的に派遣就業を推進して参ります。

(3) 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習及び支援

「就業の安全教育の実施」のため、外部教育機関によるセミナーの開催・受講を計画して参ります。

(4) 会員の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る

「地域社会参加活動(ボランティア活動)」など、業務委員会・職群班等のセンター活動の中から会員同士の意見集約を行い、会員が望む就業以外の社会参加・社会貢献活動を通じ、会員の生きがいの充実と福祉の増進を図ります。

(5) 広報活動と新規会員の入会促進

① 広報活動

- 1. 訴求効果の高かった町広報誌「やまもと」を通じた周知活動を継続いたします。
- 2. 折込チラシ等の各戸配布物による周知強化をいたします(新聞折込等も検討)。
- 3. 会員による積極的な声掛けを推進いたします。

※お声がけで入会・新規注文される方は多いので、引き続きご協力をお願いします。

- 4. 会員広報紙「日向ニュース」を活用し、日頃の就業状況等や会員の声を紹介し、就業を希望する方々への理解と共感を広めて参ります。

② 入会説明会の充実

現在事務局職員が入会説明を行っていますが、会員にもご参加いただき、生の声でご案内頂き、入会に繋げて参ります。

(6) 安全・適正就業の推進

① 安全・適正就業基準等の遵守の奨励

会員の皆様には、センター安全・適正就業基準「会員の遵守義務」を、今一度ご確認頂きながら、県内の事故事例等を発信し、安全・適正就業の確保に繋げて参ります。

②安全管理委員会活動

令和5年度の活動計画を通じて、会員の健康と就業上の安全に関する事項を検討し、対策を推進して参ります。

(7) 一般事業

総会及び理事会等を定期的に行い、センター事業の円滑かつ安定した運営を推進します。

①総会	年1回
②理事会	年12回
③監事監査	年2回
④安全管理委員会	年3回
⑤業務委員会	年4回

(8) 前各号に付帯関連する一切の事業